

小豆島町障害者活躍推進計画

計画期間:令和2年度～令和11年度



令和2年3月

小 豆 島 町 長
小 豆 島 町 教 育 委 員 会

小豆島町障害者活躍推進計画

1. 策定趣旨

小豆島町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで、障害のある人を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んできました。

しかしながら、平成 30 年 8 月、公務部門における対象障害者の報告誤りの実態が全国的に判明し、多くの国及び地方公共団体において再点検を行った結果、厚生労働省の定めるガイドラインに即した手続きを経ずに、誤った報告を行っていたことが判明しました。

また、令和元年 6 月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

障害者雇用を進めるうえでは、障害者の活躍の推進が必要です。障害者の活躍とは、「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障害のある職員が活躍できるよう、町全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。

そこで、障害当事者の視点に立つとともに、「小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」に掲げる「基本理念」を踏まえ、このたび、「小豆島町障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2. 計画の内容

（１）計画期間

「小豆島町障害者活躍推進計画」は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の策定主体

「小豆島町障害者活躍推進計画」を効果的に推進するため、人事や採用試験を所管する総務課を中心に策定しますが、互いに連携して対応していきます。

(3) 計画の周知・公表

策定または改定を行った計画は、全ての職員に周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、公表します。

3. 目標

(1) 採用に関する目標

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないとされ、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

小豆島町における雇用率は、次のとおりとなっています。

- ① 実雇用率 3.85%
- ② 目 標 当該年6月1日時点の法定雇用率以上を維持します。

(2) 定着に関する目標

障害者の活躍を推進していくためには、積極的に採用に取り組むとともに、障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて、職場定着を図っていくことが重要です。

- ① 目 標 不本意な離職者を極力生じさせないようにします。

4. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくために、障害のあ

る職員や職場の管理監督者等が相談できる体制を整えるとともに、全ての職員の障害理解を深めていきます。

- ① 障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害である職員の相談窓口を設置します。
- ② 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

（２） 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害者等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

（３） 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職員の採用にあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮方針」等を十分に踏まえて対応します。

- ① 採用・募集にあたっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。受入れを実施すること。
 - ・ 特定の就労機関からのみの受入れを実施すること。

（４） その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、小豆島町で直接雇用するだけでなく、障害者就労施設等への発注等を通じ、企業等における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進します。